

「症状の悪化」と「治ゆ」・「再発」の取扱いについて

1 治ゆ

(1) 治ゆとならないもの

ア 療養を継続することによって症状の改善が期待できるもの

イ 療養を中止すると症状が悪化するもの

(2) 治ゆとなるもの

ア 療養を中止しても症状が悪化しないもの

療 養	症 状	治 ゆ			
継続する	改善する	しない（療養を継続する）			
	改善しない	療 養	症 状	治 ゆ	
		中止する	悪化する	しない（療養を継続する）	
			悪化しない	する	

○「治ゆ」とは

労災保険における傷病の「治ゆ」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、医療効果（症状の回復・改善）が期待できなくなった状態をいう。

投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合等、症状が残存している場合であっても医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では治ゆと判断する。

2 再発

(1) 再発とならないもの

ア 症状の悪化が当初の業務上の又は通勤による傷病と相当因果関係がないもの（私病、加齢等によるもの）

イ 他の傷病が新たに加わったもの

(2) 再発となるもの

ア 治ゆ後において、再び発症し、次のいずれの要件も満たすもの

- ① 後遺症状の悪化が当初の業務上の又は通勤による傷病と相当因果関係があると認められること
- ② 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化していること
- ③ 療養を行えば、その症状の改善が期待できると医学的に認められること